

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金交付要綱

令和7年7月31日7保医医人第1114号

第1 目的

この要綱は、医療機関の人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を補助金として支給することにより、業務の生産性を向上させ職員の処遇改善につなげることを目的とした、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）に基づく生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項について定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

補助金の対象となる施設は、東京都内に所在し、令和7年3月31日時点で下記のいずれかのベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。

- 1 0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 2 P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 3 0102 入院ベースアップ評価料（医科）
- 4 P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
- 5 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

第3 補助対象事業及び対象経費

補助金の対象となる取組は、業務の効率化や職員の処遇改善を図るために実施した、以下の取組のいずれか（複数可）とし、その取組に係る経費を対象経費とする。

- 1 ICT機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- 2 タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
- 3 給付金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

第4 事業の実施期間

補助の対象とする事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第5 補助金の算定方法

補助金の額は、以下の施設種別ごとに定める1施設当たりの補助上限額と第3に定める補助対象事業に要する経費として対象施設が実際に支出した額とを比較して少ない方の額とする。

施設種別	基準額	備考
病院、有床診療所（医科、歯科）	許可病床数×4万円	※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。
無床診療所（医科、歯科）	1施設×18万円	
訪問看護ステーション	1施設×18万円	

第6 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）の指定する日までに、東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金交付申請書（別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

第7 交付決定及び通知

- 1 知事は、第6の規定に基づく交付申請があった場合には、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

第8 補助金の交付

補助金の交付方法は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「会計規則」という。）第83条第1項第4号により概算払とする。

ただし、補助事業者の申請に応じて、確定払とすることができる。

第9 交付の条件

- 1 事情変更による決定の取消し等
 - （1）知事は、第7の規定による補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - （2）（1）の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなっ

たと認められる場合に限る。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （１） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３） 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。

5 遂行命令等

- （１） 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- （２） 補助事業者が（１）の命令に違反したときは、知事は補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- （３） （２）の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は 6 の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 決定の取消し

- （１） 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、第11の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、6の(1)の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) (1)の規定は、第11の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用があるものとする。

8 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が6の(1)の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 違約加算金の計算

8の(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金の計算

8の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

11 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞

金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第 10 実績報告

補助事業者は、あらかじめ指定する期日までに、東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金実績報告書（別紙様式 2）を知事に提出しなければならない。

また、第 9 の 2 の（3）の規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。

第 11 補助金の額の確定

知事は、第 10 の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

第 12 是正のための措置

知事は、第 11 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

第 13 精算書の提出

補助事業者は、第 11 の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金精算書（別紙様式 3）を知事に提出しなければならない。

第 14 財産処分の制限

- （1） 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、（2）に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （2） （1）に規定する財産の処分制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。
- （3） （1）の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

第 15 財産管理

補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第 16 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

第 17 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

第 18 消費税及び地方消費税の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに消費税仕入控除額報告書（別紙様式 4）により知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていない場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

第 19 指導及び監督

知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより、補助金の交付目的が有効に達せられるよう必要な指揮監督を行うことができる。

第 20 補 則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年財主調発第 20 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。